

				1単位：11.12円（川崎市 2級地）				
介護保険（介護予防）		サービス内容略称	予防看護 単位数	料金	利用者負担額 （1割）	利用者負担額 （2割）	利用者負担額 （3割）	
訪問 看護 費	20分未満	予防看I1	302	3,358円	336円	672円	1,008円	
	30分未満	予防看I2	450	5,004円	501円	1,001円	1,502円	
	30分以上60分未満	予防看I3	792	8,807円	881円	1,762円	2,643円	
	60分以上1時間30分未満	予防看I4	1,087	12,087円	1,209円	2,418円	3,627円	
	理学療法士	(A)1回あたり20分	予防看I5	283	3,146円	315円	630円	944円
	作業療法士	(B)1回あたり40分	予防看I5 (283×2)	566	6,293円	630円	1,259円	1,888円
	言語聴覚士	(C)1回あたり60分	予防看I5・2超 (142×3)	426	4,737円	474円	948円	1,422円
	・1日に3回以上の訪問看護I5を行う場合、(C)1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定します。							
	・利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合、1回につき5単位が減算されます。							
	・早朝（6～8時）、夜間（18～22時）は25%増、深夜（22～翌6時）は50%増となります。但し、緊急訪問の場合は月の2回目以降に加算されます。							
加 算	緊急時訪問看護加算（月1回）		予防緊急時訪問看護加算1	574	6,382円	639円	1,277円	1,915円
	特別管理加算（月1回）		予防訪問看護特別管理加算（I）	500	5,560円	556円	1,112円	1,668円
			予防訪問看護特別管理加算（II）	250	2,780円	278円	556円	834円
	長時間訪問看護加算（1時間30分以上/特別管理加算対象者/1回につき）		予防看I4・長	300	3,336円	334円	668円	1,001円
	複数名訪問加算 （1回につき）	30分未満	予防看I1～I2・複	254	2,824円	283円	565円	848円
		30分以上	予防看I3～I4・複	402	4,470円	447円	894円	1,341円
	退院時共同指導加算		予防訪問看護退院時共同指導加算	600	6,672円	668円	1,335円	2,002円
	初回加算		予防訪問看護初回加算	300	3,336円	334円	668円	1,001円
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の利用者負担額 総単位数に地域単価（川崎市 11.12円）を掛けた額が費用総額となり、費用総額の1～3割が利用者負担額となります。 ・訪問看護は主治医の指示のもとに行われ、主治医が交付する訪問看護指示書が必要となり、状態によって1～6カ月に1度発行されます。医療機関より、訪問看護指示書料の請求がありますので、ご了承ください。 ・受給者証の種類によって、公費負担が適用され、自己負担額が軽減される場合があります。 								
その他の費用（消費税等込）		永眠時の処置代					22,000円	
		自費の訪問看護（30分あたり）					5,500円	
		キャンセル料（但し、急な容態変化による場合、キャンセル料は徴収しない）					なし	
		・訪問前日17時45分までに連絡があった場合					1,100円	
		・連絡がない、もしくは訪問前日17時45分以降に連絡があった場合						
通常のサービス提供を超える費用（消費税等込）		区分支給限度額を超えてサービスを利用されたい場合などは、介護保険外の						
		サービスとなり、全額自己負担となります。						
		通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、実費徴収。自動車を使用した場合の交通費は以下の通り。						
		・通常の事業の実施地域を越えて、片道5キロメートル未満					550円	
		・通常の事業の実施地域を越えて、片道5キロメートル以上					1,100円	